

山梨県公報

第二千四百八号

平成二十六年

四月十七日

木曜日

目次

告示

○保安林の指定施業要件の変更予定(三件).....	二二一
○換地計画の決定.....	二二二
○都市計画の変更.....	二二三
○建築基準法に基づく道路位置指定.....	二二四
○狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施.....	二二五
○国土調査の成果の認証.....	二二六
○建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(三件).....	二二七
○公共測量の終了.....	二二八
○都市計画の変更図書の縦覧(二件).....	二二九
○開発行為に関する工事の完了について.....	二三〇
○特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則.....	二三一

公告

告示

山梨県告示第百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十六年四月十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
甲州市(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
甲州市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十六年四月十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
笛吹市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、笛吹市(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
笛吹市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十六年四月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

笛吹市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、笛吹市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

笛吹市（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第二項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（上栗原地区上栗原第一工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十六年四月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十六年四月十八日から同年五月二十日まで

三 縦覧場所

山梨市役所

四 異議申立期間

平成二十六年五月二十一日から同年六月四日まで

山梨県告示第三百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十六年四月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

甲府都市計画道路の変更

(三・三・四号 中央五丁目下小河原線外三路線)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県国土整備部都市計画課

山梨県告示第三百三十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年四月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定の年月日

平成二十六年四月十七日

二 指定道路の位置

笛吹市石和町小石和字神明四百二十二番九

三 指定道路の幅員

六・〇メートル

四 指定道路の延長
四十八・九〇メートル

公 告

● 狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十九条第一項及び第五十一条第二項の規定により、狩猟免許試験等を次のとおり実施する。
平成二十六年四月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

第一 狩猟免許試験

一 試験日時

1 第一回

平成二十六年八月九日（土）及び同月十日（日）（いずれの日であるかは、申請者ごとに知事が別に指定する。）午前九時二十分から午後四時まで

2 第二回

平成二十七年一月二十八日（水）午前九時二十分から午後四時まで

二 試験場所

甲府市川田町五百七十七番地 山梨県立青少年センター内 リバース和戸館

三 受験資格

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条各号のいずれにも該当しない者であること。

四 試験科目

1 適性試験

視力、聴力及び運動能力

2 知識試験

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識

3 技能試験

猟具の安全な取扱い方、瞬間的な鳥獣の判別等

五 受験手続

1 提出書類

次に掲げるものとする。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可（以下「猟銃等の所持の許可」と

いう。）を受けている者が申請の際に当該許可証を提示した場合には、(二)の書類の提出は要しない。

(一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第四十八条第一項に規定する免許申請書

(二) 猟銃等の所持の許可を受けている場合は、その許可証の写し

(三) 猟銃等の所持の許可を受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しないことについての医師の診断書

(四) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 一枚

2 狩猟免許申請手数料

五千二百円（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十九条各号に掲げる者にあつては、三千九百円）（狩猟免許申請書に狩猟免許申請手数料の額に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。）

六 申請書の受付期間

1 第一回

平成二十六年五月二十日（火）から同年六月三十日（月）まで（山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）。ただし、郵送の場合は、平成二十六年六月三十日までの消印のあるものは有効とする。

2 第二回

平成二十六年十一月四日（火）から同年十二月十日（水）まで（県の休日を除く。）。ただし、郵送の場合は、平成二十六年十二月十日までの消印のあるものは有効とする。

七 申請書の提出先

申請者の住所を所管する山梨県林務環境事務所森づくり推進課

第二 狩猟免許の更新に係る適性検査等

一 適性検査の日及び場所

住所を所管する山梨県林務環境事務所において確認すること。

二 適性検査の対象者

平成二十三年四月十六日以降に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により狩猟免許を受けた者で、狩猟免許の更新を受けようとするもの

三 適性検査の内容
視力、聴力及び運動能力

四 適性検査に併せて実施する講習の内容
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理

五 申請の手続
1 提出書類

次に掲げるものとする。ただし、猟銃等の所持の許可を受けている者が申請の際に当該許可証を提示した場合には、(二)の書類の提出は要しない。

(一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第五十八条第一項に規定する免許更新申請書

(二) 第一の五の1の(二)に掲げる書類
(三) 第一の五の1の(三)に掲げる書類
(四) 第一の五の1の(四)に掲げる書類

2 狩猟免許更新申請手数料
二千九百円(狩猟免許更新申請書に二千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。)

六 申請書の受付期間
平成二十六年五月二十日(火)から六月三十日(月)まで(県の休日を除く)。
ただし、郵送の場合は、平成二十六年六月三十日までの消印のあるものは有効とする。

七 申請書の提出先
申請者の住所を所管する山梨県林務環境事務所森づくり推進課

第三 問い合わせ先
山梨県森林環境部みどり自然課(電話〇五五―二三―一五二〇)又は申請者の住所を所管する山梨県林務環境事務所森づくり推進課

● 国土調査の成果の認証
国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成二十六年四月十七日

一 調査を行った者の名称
山梨県知事 横 内 正 明

二 調査を行った時期
山梨県知事 横 内 正 明

平成二十三年六月一日から平成二十四年九月十一日まで
成果の名称
地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域
南巨摩郡身延町日向南沢の一部

五 認証年月日
平成二十六年四月八日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十六年四月十七日

一 処分をした年月日 平成二十六年三月十七日
山梨県知事 横 内 正 明

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 興秋建設株式会社

2 主たる営業所の所在地 都留市大幡千九百六番地

3 代表者の氏名 興秋幸治

三 許可番号 山梨県知事許可(特―二四)第七一一号

四 処分の内容 石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十六年三月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十六年四月十七日

一 処分をした年月日 平成二十六年三月三十日
山梨県知事 横 内 正 明

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 長田工務店

2 主たる営業所の所在地 甲府市屋形三丁目三番八号

3 代表者の氏名 長田光治

- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第四八六七号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年三月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十六年四月十七日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十六年三月三十日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 ベストップ
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市大笠百番地九十一
 - 3 代表者の氏名 雨宮賢一
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第九五三六号
 - 四 処分の内容 防水工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成二十六年三月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 公共測量の終了
 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成二十六年四月三日付けで西桂町から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。
 平成二十六年四月十七日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 作業種類 公共測量（空中写真撮影）
 - 二 作業期間 平成二十五年六月四日から平成二十六年三月三十一日まで
 - 三 作業地域 南都留郡西桂町の一部

● 都市計画の変更図書の縦覧
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により甲州市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書

を次の場所において縦覧に供する。

平成二十六年四月十七日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 都市計画の種類
 - 峡東都市計画下水道
 - （甲州市公共下水道）

二 縦覧場所
 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 都市計画の変更図書の縦覧
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により山梨市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。
 平成二十六年四月十七日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 都市計画の種類
 - 峡東都市計画道路
 - （七・五・一号 加納岩小学校西通り線）
 - （八・七・一号 山梨市駅南北自由通路）

二 縦覧場所
 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成二十六年四月十七日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 - 甲州市勝沼町休息字東大門一五二六の一、一五二八、一五三三、一五三三の一、一五四六の一、一五四七の一及び一五二四の一並びに字五郎室一六二〇の三の区域
 - 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 - 甲州市塩山上塩後千番地 フルーツ山梨農業協同組合 代表理事 中山 仁

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十二号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年四月十七日

山梨県人事委員会

委員長 石川善一

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「生活環境課」を「生活安全企画課」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の特殊勤務手当に関する規則の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。